

東川町景観住宅建築支援事業認定基準 (美しい東川の風景を守り育てる条例関係)

	住宅本体 (主要用途)	付属建築物			優良田園住宅 友遊団地	グリーンヴィレッジ	グレースヴィレッジ
		優良田園住宅 友遊団地	グリーンヴィレッジ	グレースヴィレッジ			
用途	一戸建専用住宅 (一部営業用部分があるものを含む) (二世帯住宅を含む)	住宅の用途のみ					
面積	50~280㎡ 【床面積が200㎡を超え280㎡以下の場合】 東川風住宅設計指針2-1における屋根の形を適用						
建ぺい率	40%以下	30%以下					
容積率	60%以下	50%以下					
構造	木造を原則						木造
階数	地上2階以下						
最高の高さ	10m以下						4.5m以下
最高の軒の高さ	-						3.0m以下
屋根の形状	片流れ・切妻・寄せ棟・切妻2層・入母屋を原則とし 道路側に妻部分 (三角部分) 正面が見える様にする 【一部無落雪屋根の場合】 基本となる落雪屋根の投影面積が屋根全体投影面積の3/5以上	落雪型	落雪型				
屋根勾配	5/10~10/10						
壁面の位置	道路境界線から 2m以上 隣地境界線から 1m以上 堆雪空間を設け、氷雪の落下による危害を防止する措置を講じる	道路境界線から 3m以上 隣地境界線から 5m以上	道路境界線から 2m以上 隣地境界線から 2m以上	道路境界線から 2m以上 隣地境界線から 2m以上	道路境界線から 1m以上 隣地境界線から 1m以上	道路境界線から 2m以上 隣地境界線から 2m以上	道路境界線から 2m以上 隣地境界線から 1m以上
色及びデザイン (屋根の色)	濃緑、濃茶、濃紺、黒系 等						住宅本体と同一の色彩とする
色及びデザイン (外壁の色)	白、グレー、ベージュ、クリーム、茶 (材料) 素材の色を尊重し模倣建材の単独使用は不可 【模倣建材の定義】 石造り、珪造り、コンクリート造り、ブロック造り (コンクリートブロックや セラミックブロックを含む) を模した外壁材 (サイディング) をいう。 ※上記の〇〇造を模した同一の外壁材を使用する場合に適用	上川郡東川町第3地区・優 良田園住宅建築緑化等協定 による	グリーンヴィレッジ・東川 建築緑化協定による	グレースヴィレッジ 建築緑化協定による			住宅本体と同一の色彩とする (材料) 素材の色を尊重し模倣建材の単独使用は不可 【模倣建材の定義】 石造り、珪造り、コンクリート造り、ブロック造り (コンクリートブロックや セラミックブロックを含む) を模した外壁材 (サイディング) をいう。 ※上記の〇〇造を模した同一の外壁材を使用する場合に適用
その他							
囲い	設置しないことが望ましいが、設ける場合は次のとおりとする。 (可能なもの) 1.2m以下の生垣又は木柵 0.6m以下の石、珪、コンクリート → この場合道路境界から1m以上後退する (不可能なもの) ブロック・コンクリート・鉄製	生垣・木柵のみ (不可能なもの) ブロック・コンクリート・鉄製	原則設置しないこと	原則設置しないこと			
緑地及び植栽	通路や駐車スペースを除き、道路境界から1m幅以上の 緑地又は花畑等を配置 (植樹) 道路側敷地内に2本以上の樹木を植栽し 芝や草花により緑地空間を創出 (緑地率) 20%以上	(緑地幅) 2m幅以上 グリーンゾーンを設ける	(緑地幅) 2m幅以上 グリーンゾーンを設ける	(緑地幅) 2m幅以上 グリーンゾーンを設ける			
オイルタンク等	オイルタンクやガスボンベ、エアコン室外機等を配置する場合は、 木製の囲いで遮蔽						
その他	建築関係法令等を遵守						